

## 大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱

制 定 平成25年4月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市区政推進基金（以下「基金」という。）に対する基金寄附金（以下「寄附金」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (事業)

第2条 基金を財源として実施する各区のめざす将来像の実現に向けた施策その他区のまちづくりに係る事業は、次のとおりとする。

- (1) 各区長が各区役所区政推進基金事業実施要綱において定める事業
- (2) 市民活動団体が行う公益的な事業に対して支援を行うための市民活動支援型事業

### (事業実施区等の指定)

第3条 寄附者は、前条各号に掲げる事業のうち、寄附金を財源とすることを希望する事業をあらかじめ指定し、寄附するものとする。

- 2 前条第1号に掲げる事業に寄附する者は、その希望する事業実施区をあらかじめ指定し、寄附するものとする。
- 3 前条第1号に掲げる事業に寄附する者は、その希望する施策分野（各区のめざす将来像の実現に向けた施策の推進その他当該区のまちづくりに係る事業として、各区ごとに各区長が別に定める事業をいう。）をあらかじめ指定し、寄附することができる。
- 4 前条第2号に掲げる事業に寄附する者は、その希望する活動分野（大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱別表1に掲げる活動分野をいう。）又は活動事業（同要綱第1条の2に規定する市長が別に定める事業をいう。）をあらかじめ指定し、寄附することができる。
- 5 第2項から前項の指定がないものについては、市長がこれを指定する。

### (寄附の申込み)

第4条 第2条第1号に掲げる事業に寄附をしようとする者は、希望する事業実施区に応じ、各区長が各区役所区政推進基金事業実施要綱に定める大阪市ふるさと寄附金（区政の推進）申込書により、寄附を申込みものとする。

- 2 第2条第2号に掲げる事業に寄附をしようとする者は、市民活動支援型事業寄附申込書（様式第1-1号又は様式第1-2号）により、寄附を申し込むものとする。
- 3 前2項の場合において、寄附者の都合にあわせ、他の方法により寄附の申込みを行うことができる。
- 4 各区長は、第1項の大阪市ふるさと寄附金（区政の推進）申込書を改正する場合は、市民局長と協議するものとする。

(寄附金の納付)

第5条 寄附金の納付は、納付書により行うものとする。

- 2 市長は、寄附金を受領したときは、寄附者に対し寄附金額を記載した受領書を発行する。
- 3 寄附金は、寄附者の指定した用途とならなかった場合においても、これを返還しない。

(寄附金の管理)

第6条 寄附金の適正な管理を図るため、区政推進事業寄附者台帳（様式第2号）を作成し、必要な事項を記入するものとする。

- 2 寄附金を基金へ蓄積するとき若しくは基金の一部又は全部を処分しようとするときは、基金出納簿（様式第3号）により、基金の収入及び支出の経過を記録しなければならない。
- 3 各区長は、基金を事業の財源に充当しようとするときは、市民局長と事前に協議するものとする。

(庶務)

第7条 寄附金收受に関する事務は、市民局において所管するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規定は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 この改正規定の施行の際、現に存するこの要綱による改正前の大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱様式第18号による用紙は、この改正規定による改正後の大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則

この改正規定は、平成28年3月14日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 28 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正規定は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

2 この改正規定の施行の際、現に存するこの要綱による改正前の大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱様式第 1 号から第 8 号及び第 10 号から第 25 号による用紙は、この改正規定による改正後の大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則

この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和4年12月12日から施行する。

附 則

- 1 この改正規定は、令和6年10月2日から施行する。
- 2 この改正規定の施行の際、現に存するこの改正規定による改正前の大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱様式第1号及び第2号による用紙は、この改正規定による改正後の大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則

- 1 この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定の施行の際、現に存するこの改正規定による改正前の大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱様式第1-1号及び第1-2号による用紙は、この改正規定による改正後の大阪市区政推進基金寄附金取扱要綱第3条第4項に規定する活動分野をあらかじめ指定し寄附する場合に限り、当分の間なおこれを使用することができる。

## 寄附に関するお問い合わせ・お申し込み先

大阪府役所 市民局区政支援室地域力担当(地域連携グループ)

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話番号 06-6208-9834 ファックス 06-6202-7073 電子メール ca0027@city.osaka.lg.jp

大阪市長 あて

(様式第1-1号 個人向け)

## 大阪市 市民活動支援型事業 寄附申込書

私は、市民活動団体の実施する事業を支援する目的に賛同し、大阪市に対して次のとおり寄附します。

次の①から⑥を全て記入してください。

※返礼品を希望しない場合は④、希望する場合は⑤の記載は不要です。

申込日: 年 月 日

## ① 寄附者情報(※寄附金受領証明書・返礼品発送先)

ふりがな				電話 番号	携帯		
氏名					その他		
				E-mail			
住所	〒	-		都道 府県		区市 郡	

## ② 寄附情報の公表について

(※寄附者の住所・電話番号・E-mailは公表しません。寄附金額は公表させていただきます。)

<input type="checkbox"/>	1: 名前・寄附金額を公表してもよい	<input type="checkbox"/>	3: 名前は公表してほしくない
<input type="checkbox"/>	2: 名前の公表はよいが寄附金額との併記では公表してほしくない		

## ③ 寄附金の活用分野又は活用事業の希望について

(※(1)又は(2)のいずれかをお選びください。)

寄附 金額		円	
支払 方法	上記住所に専用の納付書をお送りします。到着まで1~3週間程度かかります。 専用の納付書により、本市指定の金融機関等で寄附金をお支払いください。(手数料不要)		
(1) 活用分野の希望	寄附の活用分野に希望がある場合は、次の活用分野の中からお選びいただき、寄附金額をご記入ください。(複数選択可) ※寄附の活用事業に希望がある場合は、(2)にご記入いただき、(1)の記入は不要です。		
	分野	分野の詳細	寄附金額
0	分野を指定しない		円
1	保健、医療、福祉の増進	・保健、医療、福祉の増進	円
2	教育、文化、スポーツの推進	・子どもの健全育成 ・社会教育の推進 ・学術、文化、芸術、スポーツの振興	円
3	まちづくりの推進	・まちづくりの推進 ・災害救援 ・地域安全 ・環境の保全 ・農山漁村又は中山間地域の振興	円
4	観光・経済等の振興	・観光の振興 ・経済活動の活性化 ・職業能力開発、雇用機会充実 ・科学技術の振興 ・情報化社会の発展 ・消費者の保護	円
5	国際・人権・平和の推進	・男女共同参画社会形成の促進 ・国際協力 ・人権の擁護、平和の推進	円
	(注意) 右欄記載の寄附金額合計が、上記(1)に記載の寄附金額と一致していることを確認してください。 合計		円
(2) 活用事業の希望	寄附の活用事業に希望がある場合は、希望する事業名、団体名、寄附金額をご記入ください。(複数選択可) ※希望できる事業については、大阪市のホームページで紹介していますので、その中からお選びください。 ※寄附の活用事業に希望がない場合は、(1)にご記入いただき、(2)の記入は不要です。 ※寄附の活用事業を希望する場合は、返礼品を希望することはできません。		
	活用を希望する事業名	団体名	寄附金額
1			円
2			円
	(注意) 右欄記載の寄附金額合計が、上記(2)に記載の寄附金額と一致していることを確認してください。 合計		円

※裏面もご記入下さい

**④ 返礼品の希望**（※大阪市内在住の方には返礼品をお送りできません）  
 （※寄附の活用事業を希望する場合は、返礼品をお送りできません）

返礼品を希望する  
 （公開中の返礼品より選択して下記に記載してください。）

返礼品を希望しない  
 （⑤「市長感謝状について」に進んでください。）

管理番号	ご希望の返礼品名	数量	数量1あたりの寄附金額	寄附金額小計
OS				円
OS				円
OS				円
OS				円
(注意)右欄記載の寄附金額合計が、③に記載の寄附金額と一致していることを確認してください。			<b>寄附金額合計</b>	円

**返礼品のお届け先 ※①寄附者情報と異なる場合のみご記入ください**

ふりがな		電話番号	携帯
氏名			自宅
住所	〒	都道府県	区市郡

※返礼品を希望された方は、⑤の市長感謝状は贈呈しませんので、⑥「寄附金税額控除に係る申告書(ワンストップ)について」に進んでください。

**⑤ 市長感謝状について**（10万円以上の寄附をいただいた方のうち、返礼品を受領しない方には、市長感謝状を贈呈します）

市長感謝状を希望する

市長感謝状を希望しない

**⑥ 寄附金税額控除に係る申告書(ワンストップ)について**  
 （※希望する方は本人確認の為、「生年月日」のご記入をお願いいたします）

<input type="checkbox"/> ワンストップ特例申請書を希望する	生年月日	年	月	日
<input type="checkbox"/> ワンストップ特例申請書を希望しない				

**【注意事項】**

- お寄せ頂いた個人情報、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、厳正に取扱い、寄附金の受付及び入金に係る確認・連絡、必要書類の送付、返礼品の配送管理、ふるさと納税に係る資料やメール（寄附実績のご報告、寄附を募集する事業のご紹介等）の送付等以外の目的で利用することはありません。
- 活用分野をご希望いただいた寄附金は、「大阪市区政推進基金」に蓄積され、大阪市市民活動推進事業運営会議による意見を経て、大阪府が支援方法、支援先及び金額を決定し、活用します。ご希望いただいた活用分野については、活用にあたり尊重させていただきますが、必ずしも寄附者の希望どおりに活用できるものではありません。また、ご希望に添えなかった場合でも寄附金を返還することはできませんのでご了承ください。
- 活用事業をご希望いただいた寄附金は、「大阪市区政推進基金」に蓄積され、大阪市市民活動推進事業運営会議による意見を経て、大阪府が支援金額を決定し、当該事業に活用します。当該事業に係る補助金の目標額を達成した時点で寄附金の募集を終了します。終了時点までに寄附申込書を提出いただけており寄附いただいた場合の目標額を超えた分の寄附金、やむを得ず当該事業の実施が困難な場合など助成金として交付されなかった分の寄附金については、当該事業が属する活用分野を指定した寄附金として扱います。計画した事業内容の本質に影響を及ぼさない範囲で、当初の計画より事業内容を変更して実施する場合があります。ご希望に添えなかった場合でも寄附金を返還することはできませんのでご了承ください。
- 返礼品を希望される場合、寄附情報管理および返礼品の配送管理等を行うため、「寄附者情報」等を、本市が業務委託を行うシフトプラス株式会社に通知します。（大阪市ふるさと寄附金サポート室【シフトプラス株式会社内】からお問合せをさせていただく場合があります。）
- 寄附金受領証明書等は「①寄附者情報」の氏名・住所で発行します。寄附者が、税控除を受ける対象者となります。
- お寄せいただきました寄附金の一部につきましては、ふるさと寄附金に係る必要経費に充てさせていただく場合があります。
- 申込日にすでにご希望の返礼品が品切れになっている場合は、その他の返礼品を選んでください。又、入金時点でご希望の返礼品が品切れの場合も、返礼品の変更をお願いさせていただくことがあります。
- 大阪市内在住の方には返礼品はお送りすることができません。
- 大阪府が電話で振込先を指定して寄附をお願いすることはありません。寄附をかたった詐欺行為には十分注意してください。

大阪市 事務 処理欄	受付年月日	受付所属	担当者	電話番号	発送年月日	備考

寄附に関するお問い合わせ・お申し込み先  
大阪市役所 市民局区政支援室地域力担当(地域連携グループ)  
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20  
電話番号 06-6208-9834 ファックス 06-6202-7073 電子メール ca0027@city.osaka.lg.jp

大阪市長 あて

(様式第1-2号 企業・団体向け)

## 大阪市 市民活動支援型事業 寄附申込書

私は、市民活動団体の実施する事業を支援する目的に賛同し、大阪市に対して次のとおり寄附します。

次の①から④を全て記入してください。

申込日: 年 月 日

① 寄附者情報(※寄附金受領証明書発送先)			
ふりがな		電話番号	固定
法人名・代表職名及び代表者名			その他
		E-mail	
住所(所在地)	〒	都道府県	区市郡

② 寄附情報の公表について (※寄附者の住所・電話番号・E-mailは公表しません。寄附金額は公表させていただきます。)			
<input type="checkbox"/>	1: 名前・寄附金額を公表してもよい	<input type="checkbox"/>	3: 名前は公表してほしくない
<input type="checkbox"/>	2: 名前の公表はよいが寄附金額との併記では公表してほしくない		

③ 寄附金の活用分野又は活用事業の希望について (※(1)又は(2)のいずれかをお選びください。)			
寄附金額		円	
支払方法	上記住所に専用の納付書をお送りします。到着まで1~3週間程度かかります。 専用の納付書により、本市指定の金融機関等で寄附金をお支払ください。(手数料不要)		
(1) 活用分野の希望	寄附の活用分野に希望がある場合は、次の活用分野の中からお選びいただき、寄附金額をご記入ください。(複数選択可) ※寄附の活用事業に希望がある場合は、(2)にご記入いただき、(1)の記入は不要です。		
	分野	分野の詳細	寄附金額
0	分野を指定しない		円
1	保健、医療、福祉の増進	・保健、医療、福祉の増進	円
2	教育、文化、スポーツの推進	・子どもの健全育成 ・社会教育の推進 ・学術、文化、芸術、スポーツの振興	円
3	まちづくりの推進	・まちづくりの推進 ・災害救援 ・地域安全 ・環境の保全 ・農山漁村又は中山間地域の振興	円
4	観光・経済等の振興	・観光の振興 ・経済活動の活性化 ・職業能力開発、雇用機会充実 ・科学技術の振興 ・情報化社会の発展 ・消費者の保護	円
5	国際・人権・平和の推進	・男女共同参画社会形成の促進 ・国際協力 ・人権の擁護、平和の推進	円
	(注意)右欄記載の寄附金額合計が、上記(1)に記載の寄附金額と一致していることを確認してください。 合計		円
(2) 活用事業の希望	寄附の活用事業に希望がある場合は、希望する事業名、団体名、寄附金額をご記入ください。(複数選択可) ※希望できる事業については、大阪市のホームページで紹介していますので、その中からお選びください。 ※寄附の活用事業に希望がない場合は、(1)にご記入いただき、(2)の記入は不要です。		
	活用を希望する事業名	団体名	寄附金額
1			円
2			円
	(注意)右欄記載の寄附金額合計が、上記(2)に記載の寄附金額と一致していることを確認してください。 合計		円

※裏面もご記入下さい

**④市長感謝状について**（10万円以上の寄附をいただいた方のうち、希望する方には、市長感謝状を贈呈します）

市長感謝状を希望する

市長感謝状を希望しない

**【注意事項】**

- 1 お寄せ頂いた個人情報、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、厳正に取扱い、寄附金の受付及び入金に係る確認・連絡、必要書類の送付等以外の目的で利用することはありません。
- 2 活用分野をご希望いただいた寄附金は「大阪市区政推進基金」に蓄積され、大阪市市民活動推進事業運営会議による意見を経て、大阪市が支援方法、支援先及び金額を決定し、活用します。ご希望いただいた活用分野については、活用にあたり尊重させていただきますが、必ずしも寄附者の希望どおりに活用できるものではありません。また、ご希望に添えなかった場合でも寄附金を返還することはできませんのでご了承ください。
- 3 活用事業をご希望いただいた寄附金は、「大阪市区政推進基金」に蓄積され、大阪市市民活動推進事業運営会議による意見を経て、大阪市が支援金額を決定し、当該事業に活用します。当該事業に係る補助金の目標額を達成した時点で寄附金の募集を終了します。終了時点までに寄附申込書を提出いただいておりますご寄附いただいた場合の目標額を超えた分の寄附金、やむを得ず当該事業の実施が困難な場合など助成金として交付されなかった分の寄附金については、当該事業が属する活用分野を指定した寄附金として扱います。計画した事業内容の本質に影響を及ぼさない範囲で、当初の計画より事業内容を変更して実施する場合があります。ご希望に添えなかった場合でも寄附金を返還することはできませんのでご了承ください。
- 4 寄附金受領証明書等は「①寄附者情報」の法人名・住所で発行します。寄附者が、税控除を受ける対象者となります。
- 5 大阪市が電話で振込先を指定して寄附をお願いすることはありません。寄附をかたった詐欺行為には十分注意してください。

大阪市 事務 処理欄	受付年月日	受付所属	担当者	電話番号	発送年月日	備考



